

7い管第90号
令和8年2月27日

所属長各位
関係職員各位

土木課長
管財契約課長

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用（請負工事）
に係る特例措置について

このことについて、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。なお、特例措置の運用については別紙のとおりです。

記

1 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書（金銭保証用）第66条（建設工事請負契約書（保証金免除用）にあつては第61条）に基づき、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

(1) 契約締結日が令和8年3月1日以降の工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものであつて、かつ、工期の末日が令和8年4月1日以降であるものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更契約を行う。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times K$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び K はそれぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K ：当初契約の落札率

(2) 契約締結日が令和8年2月28日以前の工事のうち、令和8年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約書第26条第6項の規定を準用するものとする。（インフレスライド条項の準用）

(3) 契約締結日が令和8年2月28日以前の工事のうち、令和8年3月1日に

において工期の始期が到来しているものについては、建設工事請負契約書第26条第6項の規定によるものとする。(インフレスライド条項)

(4) 本特例措置の運用方法等については、別紙「特例措置の運用について(請負工事)」によることとする。

以上

別 紙

特例措置の運用について（請負工事）

1 特例措置の運用手順

(1) 対象工事の受注者に通知（様式 1）

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者（所管課）から様式 1 により通知する。

(2) 特例措置についての通知の受領（様式 1）

ア 通知を受けた受注者は、記名（押印不要）のうえ、受領書を発注者（所管課担当者）に提出し、変更請求の有無を通知する。

イ 提出期限は、契約締結日の翌日から起算して 14 日以内（特例措置の通知前に契約を締結したものについては通知日の翌日から起算して 14 日以内）とし、同日までに発注者（所管課担当者）に必着とする。

(3) 請負代金額の変更

変更請求があった場合、本特例措置に基づく請負代金額の変更を行う。
なお、変更額の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

第 号
令和 年 月 日

受注者 様

いの町長 池田 牧子
(押印省略)

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく請負代金額の変更請求について(通知)

令和 年 月 日に契約を締結した下記の工事については、建設工事請負契約書(金銭保証用)第 66 条(建設工事請負契約書(保証金免除用)にあつては第 61 条)に基づき、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

本特例措置に基づく請負代金額の変更請求の有無について、本通知日の翌日から起算して 14 日以内に本様式を提出してください。

なお、詳細については町ホームページを確認してください。

記

1. 工事番号 ○○号
2. 工事名 ○○工事
3. 受領書の提出 本通知を受領した場合は、以下の受領書に必要事項を記載のうえ本様式を所管課(○○)へ郵送等により提出してください。(押印不要)
4. 特例措置の詳細 町ホームページ <http://nyusatsu.town.ino.kochi.jp>
5. 問い合わせ先 所管課 担当○○

受領書

上記、通知について、受領しました。

特例措置に基づく請負代金額の変更を(請求します・請求しません)

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

※(請求します・請求しません)については、いずれか一方を選択してください。